

自立支援医療に係る確認書類について

令和 7 年 12 月から、紙の健康保険証が原則廃止となり、「マイナ保険証」（本人がマイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録を行ったもの）に移行したため、自立支援医療（精神通院・更生・育成）の手続における健康保険の資格情報の確認については、以下の確認書類で行います。

【確認書類】

◆ マイナ保険証を持っている

○マイナ保険証

・窓口でのご申請：マイナンバーカード（数字 4 桁の暗証番号の入力が必要）

または

マイナポータルの医療保険の資格情報を印刷したもの

または

「資格情報のお知らせ」の写し

・郵送でのご申請：マイナポータルの医療保険の資格情報を印刷したもの

または

「資格情報のお知らせ」の写し

※マイナンバーカードの写しだけでは健康保険の資格情報は確認できません。

Q.「資格情報のお知らせ」とは？

・マイナ保険証をお持ちの方に交付される書類です（申請不要、無償）。

◆ マイナ保険証を持っていない

○資格確認書：写し

Q.資格確認書とは？

- ・マイナ保険証の利用登録をしていない方などに、保険者から交付される書類です（申請不要、無償）。
- ・保険者により、様式や発行形態（カード型、はがき型、A4 型など）が異なります。
- ・「資格情報のお知らせ」とは異なる書類ですので、ご注意ください。

<お問い合わせ先> 〒285-8501 佐倉市海隣寺町 97 番地
佐倉市 福祉部 障害福祉課 電話：043-484-4153